

芽室町住宅リフォーム奨励事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内業者の施工により住宅リフォーム及び太陽光発電システム設置工事をした者に対し、奨励金を交付することにより、町民の住環境の向上と町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自らが所有する家屋で、かつ、居住しているもの（リフォーム及び太陽光発電システム設置工事完了後に居住する場合を含む。）をいう。
- (2) リフォーム等 住宅に第4条第1号に掲げる改修工事を行うこと及び同条第2号に適合する太陽光発電システム設置工事を行うことをいう。

(交付申請)

第3条 奨励金の申込ができる者はリフォーム等を行う者で、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は、町外に住所を有する者のうち、リフォーム等完了後の住宅に転居する者
 - (2) 町内に住所を有する施工業者により住宅のリフォーム等を行う者
 - (3) リフォーム等実施前で、市町村税（都市計画税及び国民健康保険税（料）を含む。）を滞納していない者
- 2 前項に掲げる要件を満たす者で、奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、第1期（4月から10月）にリフォーム等を行う者は4月1日から10月31日までの間に、第2期（11月から1月）にリフォーム等を行う者は11月1日から1月31日までの間に、芽室町住宅リフォーム奨励金交付申請書（第1号様式）を交付申請書提出期間内に町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第3条の2 町長は、前条の書類を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に芽室町住宅リフォーム奨励金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(事業対象経費等)

第4条 事業対象経費は次の各号に掲げる費用とし、1つの住宅について各号1回限りとする。

- (1) リフォーム費用次のいずれかに該当する改修工事に要した経費が10万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）のもの。ただし、他の制度により補助等の対象となっている金額を除く。

ア 住宅の修繕、補修（一部増築及び耐震補強を含む。）工事

イ 建物の内外装の改修工事

ウ 給湯器、風呂、台所、トイレ及び暖房設備の修繕、補修及び取り替え工事

(2) 太陽光発電システム設置費用 芽室町住宅用太陽光発電システム導入費補助金交付要綱第2条に適合する太陽光発電システムの設置に要する費用

2 前項第1号の場合において、店舗又は事務所が併設された部分を含む住宅のリフォームについては、住宅部分を補助対象とし、共用部分については按分し補助対象を算出する。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 前条第1号で規定するリフォーム工事の奨励金は、改修工事に要した経費の5パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、その額に相当する商品券とする。ただし、当該経費の5パーセントに相当する額が5万円を超えるときは、5万円相当の商品券とする。

(2) 前条第2号で規定する太陽光発電システム設置工事の奨励金は2万円相当の商品券とする。

(実績報告)

第6条 申請者は、リフォーム等完了から30日を経過した日又は3月31日までのいずれか早い日までに、芽室町住宅リフォーム奨励金実績報告書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、申請翌年度の4月1日を過ぎた場合は、リフォーム等完了から30日を経過した日までとする。

(1) リフォーム等実施前の住宅の状況を明らかにする写真

(2) リフォーム等実施後の住宅の状況を明らかにする写真

(3) 領収書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第7条 町長は、前条の書類を受理したときはその内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に、芽室町住宅リフォーム奨励金の額の確定通知書（第4号様式）により通知し奨励金を交付する。

(調査)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、職員をしてその実情を調査させることができる。

(交付決定の取消)

第9条 町長は、虚偽の申請により奨励金の交付を受けたことが明らかになったときは、芽室町住宅リフォーム奨励金交付決定の取消通知書（第5号様式）により、決定の取消及び奨励金の一部又は全部について返還を命ずることができる。奨励金の

額の確定があった後においても同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。(平成27年12月16日決定)

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から平成28年1月31日までの間に、この要綱による改正後の芽室町住宅リフォーム奨励事業実施要綱(以下「改正後要綱」という。)第3条第2項の規定により行われる申請に用いる第1号様式、及び改正後要綱第6条の規定により行われる報告に用いる第3号様式については、なお従前の例によることができる。
- 3 前項の場合においても、市町村税の納税証明書及び芽室町の住民票の提出を省略することができる。
- 4 前項の規定のうち、市町村税の納税証明書の提出を省略することができる規定は、申請のあった日の属する年の1月1日時点で芽室町に在住している者にのみ適用する。